

船橋市ウクライナ避難民見舞金支給基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、避難を目的として日本に入国し、船橋市に居住または一時滞在している避難民に対し、当面の生活に支障を生じさせないよう見舞金を支給する場合の基準を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において「避難」とは、令和4年2月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻からの避難をいう。

(見舞金支給対象)

第3条 市長は、次の各項をすべて満たす場合には、見舞金を支給することができる。

- 1 令和4年2月24日以降、ウクライナから避難を目的として日本に入国した人
- 2 支給日において船橋市に居住または一時滞在している人
- 3 原則として、他市区町村で見舞金または生活支援金もしくはそれに類似する給付金を受けていない人
- 4 次の各号のいずれかに該当する人
 - (1) 船橋市の市営住宅または船橋市内の県営住宅に入居している（入居予定も含む）。
 - (2) 日本に入国した翌日から起算して90日を超えていない。
 - (3) その他市長が必要と認める場合。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、1世帯につき、1人目は100,000円とする。同一世帯の2人目以降は、1人あたり50,000円ずつ加算するものとする。

(見舞金の支給回数)

第5条 見舞金の支給回数は、1世帯あたり1回限りとする。

(支給対象者)

第6条 見舞金は、世帯の代表者に支給するものとする。

(支給方法)

第7条 「船橋市ウクライナ避難民見舞金調査票兼受領書」(第1号様式)と必要書類を確認の上、現金で支給するものとする。その際、支給した世帯の代表者から受領書を徴するものとする。

(必要書類)

第8条 前条に規定する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 査証
- (2) ウクライナ避難民であることの証明書
- (3) 在留カード
- (4) 旅券

ただし、(2)～(4)については、所持している場合に限る。

(附則)

この基準は、令和4年5月20日に施行する。

(第Ⅰ号様式)

船橋市ウクライナ避難民見舞金 調査票兼受領書

調査票 作成日	・ ・	入国日	・ ・	対応 言語	ウクライナ語 ・ 英語 ロシア語 ・ 日本語
続柄	フリガナ 氏名		性別	生年月日	避難者住所・滞在先
1 世帯主			男・女	・ ・	
2			男・女	・ ・	
3			男・女	・ ・	
4			男・女	・ ・	
5			男・女	・ ・	
6			男・女	・ ・	
身元引受人 ・支援者等	フリガナ 氏名		関係性	住所・電話番号・メールアドレス等	
有・無					

※身寄り元がない場合、身元引受人の欄は記入する必要はありません。

【市記入欄】

(支給額) 世帯主 100,000円 + 世帯主除く世帯員数 人 × 50,000円 = 円

調査票 作成者		添付書類 (写し)	査証 ・ ウクライナ避難民であることの証明書 ・ 在留カード ・ 旅券
------------	--	--------------	-------------------------------------

船橋市長 宛

記

受領金額	円
受領年月日	年 月 日

船橋市ウクライナ避難民見舞金として、上記の金額を受領しました。

私及び私の世帯員は、他市区町村で見舞金または生活支援金もしくは
それに類似する給付金を受けておりません。

(住所・滞在先)

(世帯主氏名)

(署名)